

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、我が国経済の健全な発展に資するため、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を図ることが極めて重要となっています。自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境といった地球的規模の対策が必要な問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第163回、第165回国会 総理大臣所信表明演説

第164回、第166回国会 総理大臣施政方針演説

第164回、第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成18年1月20日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成18年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成18年度実施計画]

我が国は、これまでサミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等の国際会議への参画等を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展に向けた国際的な取組に積極的な役割を果たしてきており、今後とも引き続き積極的に取り組みます。また、各国の財務金融当局等との政策対話も引き続き積極的に行います。

[事務運営の報告]

G7への参画を通じた取組

平成18年度においては、平成18年4月、9月及び平成19年2月と、合計3回のG7が開催されました。

世界経済、国際金融機関の改革、開発、テロ資金対策といった諸問題につき活発な議論を行うとともに、中国等の新興市場国との会合を持ち、積極的な意見交換を行いました。

イ 世界経済

平成18年度に開催されたG7では、世界経済が堅調に成長を続けているとの認識を共有しました。一方で、高値で変動の大きいエネルギー価格、幾つかの国でのインフレ懸念の高まり、保護主義的傾向の広まり等を世界経済におけるリスクとして指摘し、こうしたリスクに対して引き続き警戒を続けていくことが必要であるとの認識で一致しました。さらに、長期的には大きなリスクである世界的な経常収支不均衡の秩序だった調整に向けて、各国がそれぞれ経済構造改革を引き続き遂行していくべきであることを確認しました。我が国からは、日本経済が物価安定の下、投資や輸出に牽引されて息の長い回復を続けており、今後は好調な企業収益や労働市場のタイト化を背景に、賃金が上昇し、消費も持ち直していくであろうことを説明しました。さらに、経済活性化と財政再建を両立させながら進めていくことで、日本経済が引き続き改善していくであろうと説明しました。

□ 国際金融機関の改革

国際金融システムの安定に向けて、G7はこれまでにも様々な取組を行っており、平成18年度においても、国際金融機関の業務の効率化、透明性の向上、説明責任の徹底、ガバナンスの改善を図る観点から、IMF（国際通貨基金）のクオータ（出資割当額）配分の見直し、サーベイランス（政策監視）の強化や新興市場国を対象とした新融資制度の創設など、国際金融機関の改革について議論を行いました。我が国は、特にIMFクオータの見直しや新融資制度の創設等について問題提起を行い、積極的に議論をリードしました。

こうした結果、平成18年9月のIMF・世銀総会では2年内に二段階のクオータ調整を行う改革パッケージが合意されました。また、平成19年2月のG7では、改革パッケージに沿って、着実にクオータ改革を進めて行く必要性について確認しました。

八 開発・貧困削減

開発・貧困削減に関しては、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）達成に向けて、引き続き、各国が着実に、支援や債務削減といった諸方策の実施を進めていくことの重要性を確認しました。

また、中国等の新興ドナーが、深刻な債務問題を抱える国々に対し、非譲許的な条件で新規の貸付を行っている現状を踏まえ、このような新興ドナーが、被貸付国の債務持続性分析に沿った貸付を行うことや、貸付に関する他のドナーとの情報共有を促進すること等、責任ある貸付行動をとることの必要性について確認しました。

二 資金洗浄及びテロ資金対策、並びに大量破壊兵器拡散防止策

G 7では、グローバルな金融の脆弱性を是正することを通じて、資金洗浄及びテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散と闘う取組を強化していくことに合意しました。

特に、平成19年2月のG 7においては、大量破壊兵器の拡散防止に関する国際連合安全保障理事会（国連安保理）決議1540（対非国家主体）、1718（対北朝鮮）、1737（対イラン）の実効的かつ時宜を得た履行についてG 7各国がコミットすると共に、F A T F（Financial Action Task Force: 金融活動作業部会）に対して、大量破壊兵器の拡散行為への資金供与に含まれるリスクの検証、F A T Fの権能の見直し、F A T Fの「資金洗浄に関する40の勧告」及び「テロ資金対策に関する特別勧告」を受け入れていない国・地域との緊密な連携を強く求めました。

ホ 新興市場国との会合

平成18年4月には、G 7各国と中国、ロシア、アラブ首長国連邦及びサウジ・アラビアとの会合（議題は石油価格や経常収支不均衡）を、同年9月には、G 7各国と中国、シンガポール及びタイの財務大臣との会合（議題はアジアにおける持続的成長経路）を、そして19年2月にはG 7各国とブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ及びメキシコの財務大臣との会合（議題は新興市場経済における債券市場の発展や貿易）を開催し、それぞれ意見交換を行いました。

サミットへの参画を通じた取組

平成18年7月にロシア・サンクトペテルブルクで開催されたG 8サミット首脳会合の準備を行う会合として、同年6月にサンクトペテルブルクでG 8サミット財務大臣会合が開催され、世界経済、開発等について議論を行いました。

イ 世界経済

世界経済について、全般的な成長は堅固であり、今後も持続する見込みである一方、依然として、エネルギー価格や世界的不均衡などのリスクが存在しているとの認識を共有しました。

特にエネルギー問題に関し、各國は、投資促進、効率性改善及び市場データの透明性向上のため、生産国・消費国双方が協調を行うことの必要性を指摘しました。また、エネルギー憲章の原則の遵守の重要性、エネルギー供給源の多様化の必要性についても確認しました。我が国からは、省エネルギー、代替エネルギーに関連する技術開発や石油備蓄を行うことの重要性を指摘しました。

また、財務大臣会合に合わせて、G 8各国とオーストラリア、ブラジル、中国、インド、韓国及びナイジェリアとの会合が開催され、世界経済に関して意見交換を行いました。

ロ 開発・貧困削減

開発の分野では、ミレニアム開発目標達成の観点から開発途上国におけるエネルギー

ー・アクセス向上の必要性を確認し、その方策について議論しました。特に、アフリカのエネルギー・アクセスの向上に関連し、我が国が立ち上げた E P S A (Enhanced Private-Sector Assistance) for Africaの活動を歓迎する旨が、サンクトペテルブルク・サミットの成果文書に明記されました。

また、増加する援助資金や採掘資源からの収入等をアフリカの国々が有効に使用することを確保するため、アフリカの国々において、効率的かつ効果的な、税制及び税務行政、公共支出管理並びに債務管理といった、財政のグッドガバナンスを実現するよう、アクションプランの策定の検討を含め、その方策について議論を行いました。

我が国は途上国の債務持続性の観点から、貸付と借入に関する情報共有の促進等、新興ドナーが責任ある貸付行動をとることの必要性を指摘しました。

八 資金洗浄及びテロ資金対策

資金洗浄及びテロ資金対策への決意を確認し、引き続き、資金洗浄やテロに関する資産の凍結や、資金洗浄やテロを防止するための当局による情報共有の制度強化に取り組むことを表明しました。また全ての国に対し、FATF勧告の遵守を強化する取組を継続するよう要請しました。

G20への参画を通じた取組

平成18年11月にオーストラリア・メルボルンで開催されたG20では、現下の経済・開発問題、国際金融機関の改革、北朝鮮問題等、共通の諸課題について議論を行いました。

我が国は、国際金融機関の改革の議論においてIMFのクォータ改革の迅速な実施に向けて引き続き主導的な役割を果たしていく旨表明するとともに、北朝鮮の核実験問題について問題提起を行うなど、議論の進展に貢献しました。特に、北朝鮮の核実験問題に関しては、同会議において、各國により、北朝鮮の行為を非難する一致した言及があった旨、議長の記者会見において公表されました。

A S E A N + 3、A P E C、A S E M、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ A S E A N + 3 財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成18年5月にインド・ハイデラバードで開催された第9回A S E A N + 3財務大臣会議では、二国間通貨スワップ取極(B S A)等のネットワークを構築する「チエンマイ・イニシアティブ(Chiang Mai Initiative: C M I)」の有効性強化のための見直しを完了し、サーベイラントのための政策対話をC M Iの枠組みへ統合することについて合意しました。また、域内のサーベイラント能力強化についての作業部会の設置について合意するなど、サーベイラントのための政策対話の一層の強化の方策について議論しました。さらに、将来を展望し、より前進した枠組みを実現するため、「C M Iのマルチ化」に向けた作業部会(タスク・フォース)を設置することに合意しました。同部会は、C M Iのマルチ化の法的形態の検討や、発動メカニズムのあり方などの論点の整理を進めました。

債券発行主体や債券の種類の多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative: A B M I）」について、各国は、アジア地域の債券市場が平成9年の4.5倍に成長し、バーツ建て、ペソ建て、人民元建て、リンギット建ての債券が発行されるなどの具体的な進展があることを歓迎しました。また、アジア各国の債券市場における規制（証券取引に関する法制や税制など）の統一や調和等を内容とする「アジア・ボンド・スタンダードの検討」など、将来のアジアにおける国際債券市場の発展に向けた議論を行いました。

□ 日中韓3カ国の枠組みにおける取組

平成18年5月にインド・ハイデラバードで行われた第6回日中韓財務大臣会議では、ASEAN+3における地域金融協力の促進や、国際金融機関における地域の国際金融機関における過小代表の問題の改善に向け、日中韓で引き続き協力を進めることに合意しました。

ハ ASEAN・APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成18年4月にオーストリア・ウィーンで行われた第7回ASEM（アジア欧州会合）財務大臣会議では、世界経済の動向、国際金融機関改革、資金洗浄及びテロ資金対策、グローバリゼーション、アジアと欧州間の経済及び金融面での協力について議論を行いました。また、同年9月には、ベトナム・ハノイで第13回APEC（アジア太平洋経済協力）財務大臣会議が開催され、「財政の効率性と持続可能性の促進」及び「資本フローを誘致するための金融セクター改革」に関して議論を行いました。

施 策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成18年度実施計画]

国際貿易の秩序ある発展を目指す観点から、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。我が国としては、多角的貿易体制の維持・強化のため、WTOにおける多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）に積極的に取り組んでいきます。この取組の中では、平成16年7月に交渉が開始された貿易手続の簡素化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

更に、経済のグローバル化が進む中、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、我が国の对外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するものとの観点から、ASEAN諸国等とのEPA（経済連携協定）交渉を積極的に推進していきます。

[事務運営の報告]

WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月に、農業と非農産品の関税削減率などの共通ルール（モダリティ）に関する各国の立場の違いが埋まらず、交渉が中断されました。平成19年1月のダボスWTO非公式閣僚会合を受け、本格的に再開されることとなりました。WTOによる貿易の自由化及びルールの構築は我が国の对外経済政策の基本であり、財務省は、関係省庁と協力しつつ、関税政策を含む経済財政全般にかかる立場から、交渉の早期妥結に向けて積極的に取り組みました。また、香港閣僚宣言等

を受け、ラウンド交渉の進捗に貢献するとの観点から、LDC（後発開発途上国）に原則無税無枠の市場アクセスを供与する法改正を行いました。

また、関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を行い、交渉を積極的に推進しました。

EPAへの参画を通じた取組

EPAについては、平成18年2月に交渉を開始したチリ及び平成18年4月から協定の見直し交渉を開始したシンガポールとの間では、平成19年3月にそれぞれ協定及び協定の改正議定書の署名に至りました。また、タイ、インドネシア、ブルネイとの間でも早期の協定締結を目指し、交渉の進展に努めた結果、インドネシアとは平成18年11月に、ブルネイとは同年12月に、それぞれ大筋合意に至りました。（タイとは平成19年4月3日に協定の署名に至りました。）更に、平成17年4月よりASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間で、平成18年9月よりGCC（湾岸協力理事会）諸国、平成19年1月よりインド及びベトナムと交渉を開始したほか、今後豪州及びスイスとの間でも交渉を開始する予定です。（豪州とは平成19年4月23日より、スイスとは平成19年5月14日より交渉を開始しています。）

5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

G7やサミット財務大臣会合・首脳会合、G20及びASEAN+3財務大臣会合等のプロセスを通じて、我が国の経済政策運営全般について説明を行い、各国の理解を深めるよう努めました。また、以下の取組を行いました。

世界的な経常収支不均衡に対応する観点から、G7をはじめとする各国の経済構造改革に関する取組についての議論に積極的に参加しました。

中国をはじめとする新興市場国と、様々な会合において、世界経済や新興市場国経済の現状や課題について意見交換を行いました。

国際金融システムの危機によりよく対応できるよう、G7やG20等の場において、IMFのクオータ配分の見直し、サーバランスの強化、危機予防のための新融資制度の創設について提言を行い、積極的に議論に参画しました。特に、IMFのクオータ改革については、我が国の改革に向けたイニシアティブもあり、平成18年9月に、2年内に二段階のクオータ調整を行う改革パッケージに加盟国が合意しました。

資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器の拡散防止策については、G7及びサミット財務大臣会合において、グローバルな金融の脆弱性を是正することを通じて、資金洗浄及びテロ資金供与、大量破壊兵器拡散ネットワークと闘う取組を強化していくことに合意し、各國に対し、FATF勧告の遵守を強化する継続的な取組を要請しました。

開発については、G7等におけるミレニアム開発目標の達成に向けた議論に積極的に参加するとともに、国際金融機関の債務救済の今後の実施について、国際開発協会（IDA）等に対し、実施に必要な措置を迅速に採ることを促しました。

地域金融協力については、ASEAN+3プロセスにおいて、その進展に向けた議論に積極的に貢献しました。CMIについては、引き続き、二国間通貨スワップ取極（B

S A) 等のネットワークの拡大を実現しました。また、域内のサーバイランスのための政策対話を C M I の枠組みに統合するとともに、将来を展望し、より前進した枠組みを実現する「 C M I のマルチ化」に向けた検討を進めました。 A B M I については、バーツ建て、ルピア建ての債券が発行され、具体的な進展がありました。また、アジア各国の債券市場における規制の統一や調和等を内容とする「アジア・ボンド・スタンダードの検討」など、将来のアジアにおける国際債券市場の発展に向けた議論を行いました。

(2) 関税に関する国際的な取組

W T O ドーハ・ラウンド交渉については、平成18年7月の一時中断等多国間交渉の進展状況を踏まえつつ、関係省庁と連携し、早期の妥結に向けて、積極的に取り組みました。

関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、多国間のルールの策定・合意を目指し、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を提出するなど、交渉を積極的に推進しました。

また、 E P A については、平成18年3月の「経済連携促進に関する主要閣僚打ち合わせ」における確認事項等を踏まえ、交渉加速化のために「モデル協定」を活用する等により、政府一体となって、その推進に努めました。

6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下の通りです。

参考・モニタリング指標 総5- : 最近の世界経済動向

	実質GDP成長率(%)					消費者物価上昇率(%)				
	2002	2003	2004	2005	2006	2002	2003	2004	2005	2006
世界	3.1	4.0	5.3	4.9	5.4	-	-	-	-	-
日本	0.3	1.4	2.7	1.9	2.2	-0.9	-0.2	0.0	-0.6	0.2
米国	1.6	2.5	3.9	3.2	3.3	1.6	2.3	2.7	3.4	3.2
ドイツ	0.0	-0.2	1.2	0.9	2.7	1.4	1.0	1.8	1.9	1.8
フランス	1.1	1.1	2.0	1.2	2.0	1.9	2.2	2.3	1.9	1.9
英国	2.1	2.7	3.3	1.9	2.7	1.3	1.4	1.3	2.0	2.3
ユーロ圏	0.9	0.8	2.0	1.4	2.6	2.3	2.1	2.1	2.2	2.2
アジアNIES	5.4	3.2	5.8	4.7	5.3	1.0	1.5	2.4	2.3	1.6
中国	9.1	10.0	10.1	10.4	10.7	-0.8	1.2	3.9	1.8	1.5
途上国アジア	7.0	8.4	8.7	9.2	9.4	2.0	2.5	4.1	3.6	4.0
中南米	0.3	2.4	6.0	4.6	5.5	8.9	10.6	6.5	6.3	5.4
CIS諸国	5.3	7.9	8.4	6.6	7.7	13.8	12.0	10.3	12.4	9.5
アフリカ	3.7	4.7	5.8	5.6	5.5	9.7	10.6	7.9	8.4	9.5

	失業率(%)					経常収支(10億ドル)				
	2002	2003	2004	2005	2006	2002	2003	2004	2005	2006
世界	-	-	-	-	-	-151.7	-73.0	-42.6	-45.4	-19.0
日本	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	112.6	136.2	172.1	165.7	170.4
米国	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	-472.4	-527.5	-665.3	-791.5	-856.7
ドイツ	7.7	8.8	9.2	9.1	8.1	40.6	46.3	118.0	128.4	146.4
フランス	8.7	9.4	9.6	9.7	9.0	14.5	7.9	-7.0	-33.6	-46.3
英国	5.2	5.0	4.8	4.8	5.4	-24.8	-24.4	-35.4	-53.7	-68.1
ユーロ圏	8.2	8.7	8.8	8.6	7.7	42.2	35.5	97.5	8.1	-29.1
アジアNIES	4.2	4.4	4.2	4.0	3.7	55.5	80.0	83.9	79.9	87.0
中国	-	-	-	-	-	35.4	45.9	68.7	160.8	238.5
途上国アジア	-	-	-	-	-	64.6	82.5	88.5	165.2	253.1
中南米	-	-	-	-	-	-16.1	7.7	20.4	34.6	48.7
CIS諸国	-	-	-	-	-	30.2	36.0	62.6	87.7	99.0
アフリカ	-	-	-	-	-	-7.5	-2.2	0.6	14.6	19.9

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2007.4)

(注) アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

参考・モニタリング指標 総5-：国際機関による世界経済の成長率見通し (単位：%)

	I M F (2007年4月)		O E C D (2006年12月)		アジア開発銀行 (2007年3月)		世界銀行 (2006年11月)	
	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年
世界経済	4.9	4.9	-	-	-	-	3.2	3.5
O E C D諸国	-	-	2.5	2.7	-	-	2.3	2.7
アメリカ	2.2	2.8	2.4	2.7	-	-	2.1	3.0
日本	2.3	1.9	2.0	2.0	-	-	2.4	2.5
ユーロ圏	2.3	2.3	2.2	2.3	-	-	1.9	1.9
途上国アジア	8.8	8.4	-	-	-	-	-	-
中国	10.0	9.5	10.3	10.7	10.0	9.8	-	-
アジアN I E S	4.6	4.6	-	-	-	-	-	-
東南アジア	-	-	-	-	5.6	5.9	-	-
中南米	4.9	4.2	-	-	-	-	4.2	4.0
C I S諸国	7.0	6.4	-	-	-	-	-	-
アフリカ	6.2	5.8	-	-	-	-	-	-
サハラ以南	6.8	6.1	-	-	-	-	5.3	5.4

(出所) I M F“ W o r l d E c o n o m i c O u t l o o k ” (2007. 4)、O E C D“ E c o n o m i c O u t l o o k N o . 80 ” 、アジア開発銀行“ A s i a n D e v e l o p m e n t O u t l o o k 2 0 0 7 ” 、世界銀行“ G l o b a l E c o n o m i c P r o s p e c t s 2 0 0 7 ”

(注1) アジアN I E S :香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア :カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(3) 途上国の貧困削減状況

世界の1人あたりの所得水準は増加していますが、世界銀行が絶対貧困層としている1日1ドル以下で生活している人口は、状況が深刻化している地域もあります。

このような状況に対処するため、我が国は、国際経済社会における我が国の地位にふさわしい主体的な役割を果たすべく、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

参考・モニタリング指標 総5-：途上国のミレニアム開発目標達成に向けた状況

1日1ドル以下で生活している人口(数) (単位:百万人)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
東アジア・太平洋 (除中国)	279 57	261 57	271 59	214 34	213 34
南アジア	488	432	431	437	472
欧州・中央アジア	24	20	17	10	9
中東・北アフリカ	6	8	7	5	5
中南アフリカ	315	323	313	303	320
中南米	57	56	50	42	49
合計 (除中国)	1,169 (945)	1,100 (896)	1,089 (877)	1,011 (831)	1,068 (889)

(出所)世界銀行“Global Economic Prospects”2003～2007

出生時平均余命 (単位:歳)

	2000	2001	2002	2003	2004
低所得国	59	59	58	58	59
中所得国	64	70	70	69	70
高所得国	78	78	78	78	79

(出所)世界銀行“World Development Report”2003～2007

成人非識字率 (単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004
低所得国	37	37	39	36	38
中所得国	14	17	10	10	10
高所得国	-	-	-	9	-

(出所)世界銀行“World Development Report”2003～2007

小児死亡率(1000人当たり) (単位:人)

	2000	2001	2002	2003	2004
低所得国	115	121	126	119	122
中所得国	39	38	38	40	39
高所得国	7	7	7	7	7

(出所)世界銀行“World Development Report”2003～2007

(4) 地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が顕在化しています。財務省では、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような多国間・二国間の協力を進めています。

多国間取組の一つとして、地球環境ファシリティ(GEF)への資金拠出(拠出額はアメリカに次いで第2位)を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等における

プロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

また、二国間協力としては、特に地球環境の保全に資する案件について、円借款の供与条件を優遇しています。

参考・モニタリング指標 総5-：地球環境問題への対応状況

G E F 対象分野別プロジェクト承認額
(1991年設立時から2005年までの累計額)

	生物多様性	気候変動	国際水域	複合分野	オゾン	POPs	土地劣化	合計
プロジェクト承認額	20.5	19.8	8.1	4.7	1.8	1.5	0.9	57.4
全体に占める割合	36%	35%	14%	8%	3%	3%	2%	100%

(出所) G E F " Annual Report 2004"

G E F 地域別プロジェクト承認額
(1991年設立時から2005年までの累計額)

	アジア	アフリカ	中南米	東欧・中央アジア	地球規模	複合地域	合計
プロジェクト承認額	14.7	13.1	12.2	8.9	7.4	1.1	57.4
全体に占める割合	26%	23%	21%	16%	13%	2%	100%

(出所) G E F " Annual Report 2005"

(5) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成18年世界全体の貿易額は、約12.0兆ドル(対前年比15.7%増)と5年連続で増加しました。

平成18年の我が国の貿易動向についてみると、

輸出

75兆2,462億円(対前年比14.6%増)と5年連続で増加しました。これは、地域別にはアジア、北米への輸出が増加したこと、品目別には、自動車、半導体等電子部品などが増加したことによるものです。

輸入

67兆3,443億円(対前年比18.3%増)と4年連続で増加しました。これは、地域別にはアジア、中東からの輸入が増加したこと、品目別には、原粗油、非鉄金属などが増加したことによるものです。

差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、7兆9,019億円(対前年比9.2%減)と2年連続の減少となりました。

参考・モニタリング指標 総5-：世界全体の貿易額 (単位:10億米ドル)

	平成15年	16年	17年	18年
貿易額(輸出[FOB])	7,498	9,103	10,374	12,007

(出所) IMF International Financial Statistics 2007 April

(注) 上記データは、平成18年以前のものも含め、平成18年データ算出時点の換算レートにより、米ドル換算して算出している。

参考・モニタリング指標 総5-：輸出入額及び差引額(対GDP比を含む)の推移

(単位:億円、%)

	平成14年	15年	16年	17年	18年	対前年比 伸率
輸出額 (対GDP比)	521,090 (10.5)	545,484 (11.0)	611,700 (12.3)	656,565 (13.1)	752,462 (14.8)	+14.6%
輸入額 (対GDP比)	422,275 (8.5)	443,620 (8.9)	492,166 (9.9)	569,494 (11.3)	673,443 (13.3)	+18.3%
差引額 (対GDP比)	98,814 (2.0)	101,863 (2.0)	119,533 (2.4)	87,071 (1.7)	79,019 (1.6)	-9.2%

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成18年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(注3) 平成18年度実施計画においては、「貿易バランス」と表記していましたが、現在「差引」を使用していることから、平成18年度政策評価書の表記を改めています。

(6) 關税負担率の推移とその国際比較

我が国の關税率については、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い關税率が設定されているものもありますが、全体としては低い水準となっています。

關税率の水準を示す代表的な指標としては、關税負担率(關稅收入額の総輸入額に対する比率)があります。我が国の關税負担率は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく關税率の段階的引き下げ等により年々低下する傾向で推移してきており、平成17年度においては、1.5%となっています。

先進国との比較においても、総5- のとおり、我が国の關税負担率は低い水準となっており、世界各国においても、極めて低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT(關稅及び貿易に関する一般協定)の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

参考・モニタリング指標 総5- : 関税負担率の推移とその国際比較 (単位: %)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
日本	2.1	2.2	1.9	1.9	1.7
米国	1.7	1.6	1.8	1.7	1.7
E U	1.5	1.5	1.4	1.4	
カナダ	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8
オーストラリア	3.9	3.9	4.2	4.3	3.5
韓国	3.3	3.4	3.6	3.4	2.7

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度(但しE Uは暦年)。

(注2) 関税負担率 = 関税収入額 / 総輸入額

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) E Uの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産品に対する輸入課徴金を含む。

(7) 地域貿易協定の年次別推移

世界の地域貿易協定の数は90年代に入ってから急速に増加しました。平成2年までにWTOに通報された地域貿易協定の数は21ですが、平成18年には合計140に達しています。我が国が締結した日シンガポールEPAは平成14年に、日メキシコEPAは平成16年に、日マレーシアEPAは平成18年にそれぞれWTOに対して通報されています。

参考・モニタリング指標 総5- : 地域貿易協定の年次別推移

	平成3年	8年	13年	18年
地域貿易協定の数(累計)	21	31	70	140

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO)に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報件数(EU加盟国間に存在した協定を含まず)。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

(2) 企画立案への反映に向けた提言

世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、サミット、G7、G20等への積極的貢献を通じ、世界経済、国際金融機関の改革、開発といった問題への取組を行っていきます。また、引き続き、こうした様々な国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について各国の理解が深まるよう努めます。

世界経済については、平成19年度においても全体としては堅調に成長すると見込まれていますが、持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7をはじめ各国と協調して、中期的に健全な財政政策、成長指向の改革といった施策を進めます。この観点から、各国の財政政策・経済構造改革に関する取組についての議論を継続していきます。

中国をはじめとする新興市場国とは、世界経済に占める重要性の増大にかんがみ、今後とも様々な場を通じてこれらの諸国と意見交換を行っていきます。

国際金融システムの強化については、IMFの総務会決議（平成18年9月）に基づくクオータ配分の見直し、サーバイランスの強化や新興市場国を対象とした新たな融資制度の創設など、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画していきます。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進めている一方で、テロリスト等が取組の脆弱な分野を乱用する可能性があることが指摘されており、今後ともG7の協調等を通じた国際的な対策を積極的に講じていくことが重要であると考えています。

開発については、中国等の新興ドナーが、深刻な債務問題を抱える国々に対し、非譲許的な条件で新規の貸付を行っている現状等を踏まえ、債務持続性分析に沿った貸付を行うことや、貸付に関するドナー間の情報共有を促進すること等、責任ある貸付行動をとることの重要性を引き続き主張していきます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMI、ABMIといった取組の一層の強化・進展を図っていくとともに、地域金融協力の中長期的な問題の検討においても積極的に貢献します。APEC、ASEMなど様々な地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、アジア地域の枠組みを今後もリードしていくため、3か国の緊密な協力を進めています。

関税に関する国際的な取組

WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成19年1月末の交渉再開を受け、早期の妥結に向けて、関係省庁と連携しつつ、全力で取り組みます。

関税・税関行政に深いかかわりのある貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性・予見可能性・公平性を高め、簡素化・迅速化等を進めるため、貿易円滑化に関する多国間のルールを策定し、合意することを目指して引き続き積極的に推進していきます。

EPAについては、平成19年1月に閣議決定された「日本経済の進路と戦略」において

ても、EPA交渉の推進について「今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加（12か国以上）していることが期待される」との言及がなされました。今後とも政府一体となって一層の交渉加速化に向け、積極的に取り組んでいきます。